

松阪市上下水道部からのお願い

水道の使用についてお届けください

次のようなときは、『松阪市上下水道お客様センター』へ連絡してください。ご連絡の際は「水道使用量等のお知らせ（検針票）」または、「納入通知書」に記載の水道番号や住所等をお知らせください。

○水道を使用するとき（開栓申込み）

- ◆引っ越ししてきたとき
- ◆家を新築・改築したとき

市内転居の場合、引っ越し後も転居前の登録口座でのお支払いを引き続き利用することができます。希望される方は、開栓のお申込みの際に転居前の水道番号や口座情報などをお伝えください。クレジットカードでのお支払いの場合は、インターネットで「Yahoo! 公金支払い」（※2P [注意] 参照）にアクセスして、新しい水道番号と新しい確認番号の登録が必要です。

水道開栓時には開栓手数料が必要です（新設を除く）。

1か月前から
電話やFAXで
予約ができます



○水道の使用をやめるとき（閉栓届）

- ◆引っ越しするとき
- ◆家の改築や長期間留守にする場合等で一時的に水道を止めたいとき

再度水道を使用するときは、開栓申込みをしてください。

水道閉栓時に閉栓手数料は不要です。

※閉栓届がないと、水道を使用していなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

○その他の変更があったとき

- ◆水道契約の名義を変えたいとき
- ◆納入通知書等の送り先を変えたいとき
- ◆共同住宅取扱いを適用している住宅で、世帯数が変わるとき



上下水道部ホームページ

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jyougesuidou/>

○料金、漏水の相談、その他のご用件など

松阪市上下水道お客様センター

受託会社 株式会社フューチャーイン

（受託開始 令和5年10月～）

松阪事務所 〒515-0818 松阪市川井町498番地3

- 営業時間（祝日、年末年始を除く）

月～金曜日：午前8時30分から午後7時まで

土曜日：午前9時から午後5時まで

飯高事務所 〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地（飯高地域振興局内）

- 営業時間（祝日、年末年始を除く）

月～金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで

連絡先（松阪事務所、飯高事務所 共通）

（電話）0598-31-2258

（フリーダイヤル）0120-582-258（市内固定電話から可、携帯電話は不可）

（Fax）0598-20-8081

支払い方法

水道メーターの検針と料金の請求は2か月に一度行っています



◇口座振替によるお支払い

使用者の預（貯）金口座から自動的に水道料金等がお支払いいただけます。
引き落とし日は、検針日の翌月8日（金融機関が休日の場合は翌営業日）です。

【申込み方法】

下記の取扱い金融機関または、松阪市上下水道お客様センターの窓口でお申込みください。
上下水道部の窓口でのお申込みはできません。

【持ち物】

通帳、通帳印、「水道使用量等のお知らせ（検針票）」または、「納入通知書」
（※水道番号と水栓番号のわかるもの）

【取扱い金融機関】

三十三銀行、百五銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、
桑名三重信用金庫、みえなか農業協同組合、東海労働金庫、
東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の各支店）、
ゆうちょ銀行・郵便局

◇クレジットカードによるお支払い

クレジットカード会社が使用者に代わって、継続的に
使用者の水道料金等を立替え払いします。

【申込み方法】

インターネットで「Yahoo! 公金支払い」にアクセスして、お申込みください。お申込みに必要な水道
番号と確認番号は、「水道使用量等のお知らせ（検針票）」または、「納入通知書」でご確認ください。
Yahoo! JAPAN IDをお持ちでない方は、登録が必要です。書面による申し込みはできません。

- 【注意】①料金のお取扱い窓口でクレジットカードを提示し、お支払いいただくことはできません。
②「Yahoo! 公金支払い」のサービスは令和7年3月で終了されます。そのため、新たなクレジットカードのお支払い手続きに変更となる予定です。**

YAHOO! JAPAN 公金支払い



◇納入通知書（納付書）によるお支払い

「納入通知書」は、検針時に水道使用場所で投函または、使用者が指定した請求先に郵送します。
下記の窓口で直接お支払いください。

【納付場所】※令和5年4月1日からみずほ銀行、りそな銀行（津支店）の取扱いは終了しました。

- ・松阪市上下水道お客様センター
- ・金融機関等

三十三銀行、百五銀行、三菱UFJ銀行（令和6年3月末まで）、
中京銀行、桑名三重信用金庫、みえなか農業協同組合、
東海労働金庫、東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の各支店）、
ゆうちょ銀行・郵便局（三重・愛知・岐阜・静岡県内）

- ・コンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、
ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ、スリーエイト、
ヤマザキデイリーストア、生活彩家、セイコーマート、

MMK 端末設置店（店舗のレジ等に設置されている「公共料金収納専用型MMK 端末」によるお取扱いに限りです）

料金表

水道料金表（2か月用）

用途	基本料金		従量料金	
	口径 (mm)	料金 (円)	水量区分	1㎡当り (円)
一般用	13	880.0	1㎡～20㎡	82.5
	20	1,760.0	21㎡～40㎡	174.9
	25	3,080.0	41㎡～60㎡	184.8
	30	4,796.0	61㎡～120㎡	214.5
	40	9,900.0	121㎡～200㎡	225.5
	50	16,500.0	201㎡～400㎡	237.6
	75	43,340.0	401㎡～600㎡	248.6
	100	85,800.0	601㎡～	258.5
	150	187,000.0		
公衆浴場用	一般用に準ずる		公衆浴場用	78.1
臨時用	一般用に準ずる		臨時用	515.9
船舶用	一般用に準ずる		船舶用	330.0

【計算方法】

2か月で **56 m³** 使用した場合（口径 13 mm）

基本料金 = **880.0 円**

従量料金① **20 m³** × **82.5 円**（水量 1～20 m³） = **1,650 円**

② **20 m³** × **174.9 円**（水量 21～40 m³） = **3,498 円**

③ **16 m³** × **184.8 円**（水量 41～60 m³） = **2,956.8 円**

水道料金 = 基本料金 + 従量料金

= **880.0 円** + **1,650 円 + 3,498 円 + 2,956.8 円**

= **8,984.8 円**

= **8,984 円**（1 円未満切り捨て）

※下水道使用料（公共下水道使用料）も下水道使用料金表（2か月用）で同様に計算し、水道料金と合算して請求させていただきます。下水道使用料金表（2か月用）は、「水道使用量等のお知らせ（検針票）」裏面をご覧ください。

水道料金等の減免

- 地震、風水害、火災その他の災害により家屋の流失、全壊、全焼については水道料金等を免除、また、半壊、半焼、床上浸水等については減額する制度がありますので、ご相談ください。
- 水道メーターから下流側（宅地側）で漏水があった場合、漏水分の水道料金等も個人負担となりますが、救済措置として使用者からの申請を前提に直近の4か月（2期分）を限度として水道料金等を減額する制度があります。申請には減額申請書、給水管漏水修繕証明書、修繕前・修繕後の写真が必要です。

【減額の対象となる場合】

- ・漏水事故の原因が、水道メーターより下流側の地下、床下、壁面内部等発見が困難であると認められる給水管及びバルブ腐食等、不可抗力とみなされるとき
- ・給湯器等から下流側の地下、床下、壁面内部等の発見が困難であると認められる給湯管等からの漏水
- ・受水槽から下流側の給水管のうち、地下、床下、壁面内部等発見が困難であると認められるとき
- ・受水槽のボールタップ等の故障による漏水の場合で、発見が困難であると認められるとき

【減額の対象とならない場合】

- ・松阪市指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置等を修理したとき
- ・容易に発見可能な箇所（露出配管等）から漏水したとき
- ・トイレ、給湯器(温水器)、太陽熱温水器、クーリングタワー、ボイラー等の給水用具本体の損傷、故障により漏水したとき
- ・過去1年以内に同一箇所での漏水減免の適用を受けているとき
- ・使用者等が管理を著しく怠ったと認められるとき

※軽減額の目安

水道料金・・・漏水相当分の約半額

公共下水道使用料・・・漏水相当分の約全額

水道豆知識 ～漏水について～

地下などの見えないところの配管で漏水していることがあります。始めのうちは少ない量でも、日ごとに量が多くなり、貴重な水が無駄になるばかりでなく、水道料金等の請求金額も高額となりますので、早期発見・修理をお願いします。

漏水の発見方法は、すべての蛇口を閉じた状態で、水道メーターのパイロットが回転しているときは、メーターから蛇口までの間で漏水している可能性があります。

「松阪市指定給水装置工事事業者」へ修理を依頼してください。費用は個人負担となります。

パイロット
(銀色に赤い印)



○松阪市水道給水条例



給水条例ホームページ

平成17年1月1日条例第288号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条—第30条）
- 第5章 管理（第31条—第37条）
- 第6章 貯水槽水道（第38条・第39条）
- 第7章 補則（第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、松阪市上水道事業（以下「水道事業」という。）の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、次の区域とする。

愛宕町、挽木町、湊町、平生町、五十鈴町、白粉町、日野町、新町、新座町、殿町、魚町、中町、本町、西町、川井町、黒田町、鎌田町、朝日町、朝日町一区、石津町、荒木町、高町、若葉町、大口町、春日町、南町、長月町、茶与町、京町、京町一区、桜町、中央町、末広町、泉町、五月町、東町、宮町、清生町、幸生町、垣鼻町、大津町、田原町、久保町、下村町、上川町、虹が丘町、船江町、塚本町、曲町、田牧町、井村町、外五曲町、西之庄町、朝田町、立田町、和屋町、上七見町、下七見町、新屋敷町、古井町、西野々町、佐久米町、大宮田町、伊勢寺町、八重田町、深長町、野村町、殿村町、日丘町、井口中町、腹太町、六根町、保津町、魚見町、新開町、川島町、東久保町、駅部田町、小黒田町、山室町、田村町、内五曲町、宝塚町、御殿山町、光町、大黒田町、五反田町、広陽町、大足町、阿形町、藤之木町、岡本町、立野町、丹生寺町、西野町、岡山町、平成町、美濃田町、久保田町、大塚町、大平尾町、新松ヶ島町、町平尾町、獵師町、松崎浦町、松ヶ島町、六軒町、西黒部町、松名瀬町、高須町、東黒部町、柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、蓮花寺町、神守町、牛草町、垣内田町、乙部町、広瀬町、御麻生藪町、庄町、阿波曾町、射和町、中万町、八太町、上蛸路町、下蛸路町、早馬瀬町、目田町、横地町、法田町、伊勢場町、稲木町、高木町、桂瀬町、笹川町、山添町、安楽町、山下町、豊原町、櫛田町、清水町、菅生町、大河内町、矢津町、小野町、大阿坂町、小阿坂町、岩内町、勢津町、阪内町、辻原町、茅原町、六呂木町、小片野町、郷津町、木の郷町、南虹が丘町、萌木町、大石町（一部除く。）

飯南町粥見、飯南町深野、飯南町横野、飯南町下仁柿、飯南町上仁柿、飯南町有間野、飯南町向粥見、多気郡多気町波多瀬字名古

嬉野下之庄町、嬉野上野町、嬉野神ノ木町、嬉野一志町、嬉野堀之内町、嬉野菜王寺町の一部、嬉野八田町の

一部、嬉野井之上町の一部、嬉野釜生田町の一部、嬉野島田町の一部、嬉野算所町、嬉野田村町、嬉野須賀領町、嬉野黒野町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野町、嬉野権現前町、嬉野宮古町、嬉野平生町、嬉野新屋庄町、嬉野川北町、嬉野須賀町、嬉野津屋城町、嬉野黒田町、嬉野野田町、嬉野見永町、嬉野川原木造町、嬉野中川新町一丁目、嬉野中川新町二丁目、嬉野中川新町三丁目、嬉野中川新町四丁目、嬉野宮野町の一部、嬉野森本町の一部、嬉野滝之川町の一部、嬉野矢下町の一部、舞出町、甚目町、小野江町、肥留町、西肥留町、小舟江町、星合町、中林町、笠松町、五主町、曾原町、中道町、小津町、喜多村新田町、中ノ庄町、上ノ庄町、久米町、市場庄町、嬉野小村町

飯高町田引、飯高町赤桶、飯高町作滝、飯高町野々口、飯高町宮前、飯高町下滝野、飯高町乙栗子、飯高町森、飯高町七日市、飯高町宮本、飯高町富永、飯高町粟野、飯高町落方、飯高町太良木、飯高町波瀬、飯高町月出、飯高町桑原、飯高町加波

2 前項の給水区域において、配水管が布設されていない場所又は給水量が不足し、若しくは特殊な地形のため給水を行うことが著しく困難と認められる場所では、給水をしないうことができない。ただし、配水管が布設されていない場所であっても、給水を受けようとする者が工事に要する経費の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

（給水装置等の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、「臨時用水栓」とは、一時的に使用される給水管及びこれに直結する給水用具で、使用されなくなった時点で撤去されるものをいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置（給水管） 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置（給水本管）2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもので、個人又は法人が設置するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は廃止の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

2 給水装置（私設消火栓及び臨時に設置するものは除く。）の新設又は増口径工事により給水を受けようとする申込者から給水装置の口径に応じ、別表第1に定める額を分担金として徴収する。この場合において、給水装置の増口径に係る分担金は、従前の口径による分担金と増口径後の口径による分担金との差額とする。

3 減径による分担金の差額の還付は、行わないものとする。

(工事の施工)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の第2第1項の規定により指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が施工する。

2 前項の規定により、指定工事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後、直ちに管理者の検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

3 第1項の規定により工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定工事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第8条 給水装置工事の工事費は、次に掲げるものの額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事設計監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を当該各号に掲げるものの合計額に加算した額とする。

3 前2項に規定する工事費又は団地等の造成に係る給水装置の設計、審査、監督、竣工検査等の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(分担金、設計審査手数料及び工事検査手数料の予納)

第9条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、第6条第2項に定める分担金及び第29条第1項第2号及び第3号に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(給水装置の所有権)

第10条 給水装置の所有権については、給水装置のうち配水管分岐より水道メーター(以下「メーター」という。)までは土地所有者とする。また、土地の分合筆等に関してもその所在は、変更できないものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施工することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水装置の設置条件)

第13条 給水装置は、給水しようとする土地又は家屋に1箇所とし、その箇所より他の土地又は家屋に給水することはできないものとする。ただし、条例又は規程に別段の

定めがある場合は、この限りでない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当するものは水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは変更させることができる。

(メーターの設置)

第16条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの保管)

第17条 メーターは、管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出るとともにその承認を受けなければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 消防演習に公設及び私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 管理人に変更があったとき又は住所に変更があったとき。
 - (4) 消防用として水道を使用したとき。
 - (5) 用途を変更するとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、あらかじめ管理者の許可を得、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要であると認めたときはこれを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から請求があったときは検査を行い、そ

の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表第2に定める基本料金及び従量料金により算出された合計額とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 共用栓を使用しているもの及び集合住宅(以下「共同住宅」という。)に係る料金の算定方法は、次に定めるところによる。

(1) 1個のメーターを2戸以上で使用する共同住宅又は受水槽の設備を有する共同住宅に係る料金は、水道利用者等の申請により当該共同住宅の総使用水量を基礎とし、各戸の使用水量を均等とみなし、かつ、各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなして前項の規定により算出した額の合計額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、共同住宅の給水装置が管理者の定める条件に適合するときは、水道利用者等の申請に基づき料金の各戸徴収を認め、管理者の定めるところにより料金を算定することができる。

(料金の算定)

第24条 料金は、2箇月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合において、各月の使用水量はそれぞれ均等に使用したものとみなし、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月の使用水量の端数を切り上げ、当月の使用水量の端数を切り捨てるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、定例日以外の日又は毎月若しくは随時にメーターの点検を行い、料金を算定することができる。

3 料金を調定した後その金額に増減が生じたときは、次回徴収の料金でこれを増減する。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 定例日から次の定例日までの期間の中途において水道の使用を開始し、廃止し又は中止した場合の基本料金は、次のとおりとする。

(1) 使用期間が15日以内のとき 0.5月分

(2) 使用期間が15日を超え1月を超えないとき 1月分

(3) 使用期間が1月を超え1月と15日を超えないとき 1.5月分

(4) 使用期間が1月と15日を超え2月を超えないとき 2月分

(5) 定例日から次の定例日までの期間の中途において口径に変更があった場合は、その使用期間の多い料率を適用する。

(6) 開栓中は、水の使用の有無にかかわらず、基本料金を徴収する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用するものは、水道の使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67条)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により2箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。

2 定められた納付期日までに料金が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

3 使用を中止し、廃止し、又は停水したときは、その都度料金を算定し徴収する。

(手数料)

第29条 手数料は、次の区分により、申込者からこれを徴収する。

(1) 第7条第1項の指定をするとき。

ア 新規の場合 1件につき 14,000円

イ 更新の場合 1件につき 7,000円

(2) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき 1件につき 1,000円

(3) 第7条第2項の工事検査をするとき 1件につき 2,000円

(4) 開栓(新設は除く。)をしたとき。

ア 口径25ミリメートルまで 1件につき 880円

イ 口径50ミリメートルまで 1件につき 2,200円

ウ 口径75ミリメートル以上 1件につき 3,300円

(5) 水道使用証明書を発行したとき 市の諸証明の額に準じる。

2 前項に定める手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の管理)

第32条 給水装置の管理については、管理者により、配水管からメーターまで行うものとする。ただし、施行規程第11条による場合は、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3

項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由なく第24条の使用水量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(権利の消滅)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要であると認めるときは、給水管を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が閉栓状態で5年以上経過し、かつ、将来使用の見込みがないと認められたとき。
- (3) 給水装置の所在が明確でない場合。ただし、不測の事態により給水装置が消滅した場合は、管理者の判断による。

(過料)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由なく第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第34条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 詐欺その他不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者は、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則 省略

別表第1(第6条関係)

給水装置の分担金

口径	金額
13mm	57,200円
20mm	57,200円
25mm	137,500円
30mm	275,000円
40mm	360,800円
50mm	572,000円
75mm	1,331,000円
100mm	2,387,000円
150mm	5,412,000円

別表第2(第23条関係)

水道料金表

1箇月につき

用途	基本料金		従量料金	
	メーター口径	料金	水量区分	1m ³ 当たり
一般用	13mm	440.0円	1~10m ³	82.5円
	20mm	880.0円	11~20m ³	174.9円
	25mm	1,540.0円	21~30m ³	184.8円
	30mm	2,398.0円	31~60m ³	214.5円
	40mm	4,950.0円	61~100m ³	225.5円
	50mm	8,250.0円	101~200m ³	237.6円
	75mm	21,670.0円	201~300m ³	248.6円
	100mm	42,900.0円	301m ³ ~	258.5円
	150mm	93,500.0円		
公衆浴場用	一般用に準ずる。			78.1円
臨時用	一般用に準ずる。			515.9円
船舶用	一般用に準ずる。			330.0円
私設消火栓	消防の演習用1栓1回10分以内			3,190.0円

松阪市水道給水条例（平成 17 年条例第 288 号）等が契約の内容となります。
この条例等に基づいて松阪市の水道を使用させていただきます。
使用上の主な定めは、次のとおりです。使用される前に必ずお読みください。

- 1 新たに水道を使用される時又は、水道の使用をやめられるときは、前日までに松阪市上下水道お客様センターへ連絡してください。1 か月前から電話や F A X で予約を受付けています。
- 2 水道の開栓をしたときは、開栓手数料がかかります（新設を除く）。
- 3 料金は、使用者ごとに隔月で定められた日（定例日）に検針を行い、メーターで計量した使用水量に基づいて算定いたします。定例日は、松阪市上下水道お客様センターへお問い合わせください。検針日は、「水道使用量等のお知らせ（検針票）」に記載されています。
- 4 月の途中で水道の使用を開始されたとき又は、使用をやめられたときの料金は、使用日数に応じた基本料金と水道の使用水量に応じた従量料金を併せて計算します。開栓中は、水道を使っていなくても基本料金がかかります。
- 5 料金は、検針の都度請求します。月の途中で水道の使用をやめられたときは、そのときに請求します。
- 6 料金は、必ずお支払い期限までにお支払いください。再三の催告にもかかわらずお支払いいただけないときは、水道の供給を停止させていただくことがあります。
- 7 上下水道部が設置したメーターは、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）で定められた有効期限に基づき上下水道部が交換します。メーターが故障したときなど使用水量が不明な場合は、使用水量を認定して料金を算定いたします。
- 8 水道水を汚染したり水漏れがないよう管理してください。異常があるときは、松阪市上下水道お客様センターへご相談ください。
- 9 事故や災害等やむを得ないとき又は、公益上必要な水道管の取替え工事等を行うときは、断水が生じたり、一時的な給水の停止や使用の制限を行うことがあります。
- 10 共同住宅の各戸にメーターを設置していない場合で、基準に適合したときは、「共同住宅取扱い」を適用することが出来ます。この制度の適用には、使用者からの申請が必要です。
- 11 使用者の個人情報は、松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年 4 月 1 日施行）等に基づき適正に収集・管理し、上下水道部の個人情報利用目的の範囲内で利用いたします。

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。